

時報

駅 通 情 報

第65号

レストランの名称は「駅通」

— 現代に残る音江法華駅通 —

少々日間になるが、今度、鶴浜在住の二男夫婦が来通して、富良野のラベンダーと美瑛のバッチャワードを見に行くというので同道した。二男の運転する車に同乗しての帰り道、旭川經由で、深川市音江に差しかかった。

ここには「道の駅」がある。一行は、友人にメロン等を送るといって車を止め、道の駅内にある某物の即売場に出かけた。私は、今更メロンには興味がないし、そもそも彼女が出てきたので、一人車に残っていた。

車窓から外の風景を見るもなく見ていると、「道の駅」の宣伝用ののぼりが數本路傍に立つていて、風にはためいていた。見るともなく見ていると、そののぼりは私の方から見えていた。その下の方に筆書きで、駅通という文字が書かれているのが見えた。

それは裏側ではあるが、幾年、駅通史を研究している私にとって、瞬時に駅通と書かれているのが見取られた。

今時、現実に駅通という文字が書かれているのぼりがあるとは思われず、不審を感じつつ、私は下車して、のぼりに近づき正面から確かめた。

食事処 味くらべ駅通

と、書かれており、確かに、駅通と書かれているのであった。

私はこのレストランの経営者の先祖は恐らく駅通に関わりのある方であろうと推測して、何か駅通に関する話でも聞けないのでないかと思ひ、「道の駅」内にあるレストランに赴いた。受付にいた中年の女性に、事情を話して、社長に会いたいと申し入れたところ、彼女は「このレストランの名称は確かに駅通というが、社長は、どのような経緯でレストランの名称を駅通と名付けたのかは聞いていない。社長は、現在京都に出席中であり、明瞭確実するので、帰りを見計らって電話をかけてみてはどうか」という。

後日、社長に電話をかけ確認をしたところ、「貴、この近くに音江法華という駅通があったと聞いていたし、道の駅と関係がありそうなので、レストランを開店するに当たって名前を借りたものであり、私個人とは直接かわりはない」という。

泰山駅として、標榜するところはない、「社務所」としてある。因みに、音江法華駅通と、その周辺の駅通の歴史について、私がかつて出版した「北海道駅通(駅通)網の研究・中巻 明治前開編」に、概略次のとおり記載されている。

記

〔一〕 音江法華駅通の歴史

明治十九年五月、吉永知(現・三笠市)を起点として、恵別太(現・旭川市)までの道路(上川仮道と称す)を開削するとして着工した。標榜責任者として、北海道廳風官・高畠利宣が当たり、標戸地主の因徒を使つて開削に当たった。

明治十九年八月、人馬の通行可能な程度の粗雑な路面ながら一応完工した。

○音江法華駅通は、

空知太(現・旭川市)へ六里

旭川方面の神居古潭へ三里七町の地点に、明治十二年四月二十五日に開設され、前記、高畠利宣が開設して初代、音江法華駅通收銀人として就任した。

大正十一年七月廃止されたが、この間、同人を含め五人の駅通取扱人が歴任した。とある。その歴代駅通取扱人は、次のとおり。

初代 高畠 利宣 二代 沢田 寛兵衛 三代 山本 審太郎 四代 正田 与義治 五代 高畠 美吉

上川鉄道沿線の駅通の配置状況

明治十九年八月、一處完成した上川鉄道はその後も整備が

図られ、三年後には、南から順次

岩見沢 明治二十二年四月開設
奈井江 同 同

空知太（南川）同 三月開設
音江法華（音江）同 四月開設

忠別太（忠川）同 同

五か所に駅通が開設されたが、駅通取扱人には、すべて前

述の高畠利宣が就任した。

また、この五か所の駅通には忠別太を第一号として順次、

南へ向けて岩見沢を第五号として「美英舎」と命名した。そ

の運営は明らかでないが、高畠を頂点として各駅通の連携を

札幌周辺における開拓使の 交通網の整備方針とその実態（三）

明治二年七月、蝦夷地は、松浦武田郡の邊境を入れて北海道と名付けられるとともに開発が進められた。しかし、渡島平島郡の旧領人知を除いては、まだ未開の荒野で、開拓はほとんど手付かずの状態であった。

その中にも、開拓使の本府の置かれた札幌とその周辺は、余りにも急激な開発に混亂が生じていた。駅通制についても例外ではなく、その変改に機能を十分發揮できない状態が随所に見られた。以下、その実態が現われた状況を順序に統いて記述する。

六 小樽駅通（本陣）の確立及び状況

この資料は、開拓使が小樽へ假役所を設けた当時の人馬補

立、及び公狀（御用狀）の繰送り状況を調査したものであ

る。この種の資料は至つて少なく、かつ、当時の駅通の運営

状況を知るうえに貴重なものである。

資料中「午（うま）」とは、明治二年次に当たり明治二年

か年の取扱状況である。

（午八月開設 小樽駅通本陣 ②）

御用狀經文人足頭書
御通行人馬鹿立頭書

一、御用狀持人足

空ヶ年 百四十三人 銀箱行
同 一百四十九人 手荷行

同 一百十三人 石狩行

但人足 一人三枚、ダ七合五匁 一ヶ年御用狀人足合七百五人

一、御用狀經文馬
同 馬四百三十疋此價錢五百四十疋 文 石狩行

一ヶ年馬二百三十九疋此價錢四百二十九疋 七百文 札幌行

一馬合七百五十九疋但石狩行札幌行此馬通人足

百五十文 一人二付七合五匁 一石二斗二升五合 石狩行

一、御用狀人足 一ヶ年五百四十九人此價四百十八疋九百六

十八文此人足飯茶ダ一石二升五合 石狩行

○解説
人足には、一人に付き七合五匁の飯糰が支給される。御用状持人足に対する廻文質が支給されることになったのは、明治四年一月からであるので、右、御用状持人足については無用であるから、この飯糰支給は駅場の負担である。

〔次〕は、馬鹿による廻立である。

人馬の区分	石狩行	手宮行	札幌行	計	備考
馬車	二〇〇疋	四三〇疋	一九疋	七五九疋	

駅通にとって最大の使命は、廻立業務である。なお、前述の廻立費として五百四十文あるが、これは質を示したものである。

また、右表の「行先に隣駅の路頭がなく、代りて札幌行」とあるのは、「路頭を過じて通過し、札幌へ直行廻立てた」という意味である。というのは、「路頭止まりの廻立て」ではなく、目的地はすべて札幌行きなので、基本的には隣駅では積替えずに直行したというのである。

なお、札幌行きとか石狩行きの隣駅馬鹿には、必ず馬鹿い（馬引き）が付いているが、これには馬鹿い一人に付き一五〇文と七合五匁の飯糰が支給されている。この馬鹿いには規定の賃金が支給されるが、馬鹿いには人足質が支給されないので、特別に一人一五〇文と飯糰を支給することにしているようである。石狩行きといつても石狩者のものは少なく、そのほとんどは厚田以遠の駆人の廻立てであろう。

〔次〕は、人足による廻立てである。

人馬の区分	手宮行	石狩行	計	備考
人足	五四九人	六八人	六一七人	

手宮行きは道南・本州への駆人、あるいは船舶利用者をいわるのである。近距離区间であるため、人足を雇用する場合が多いと見える。また、札幌への人足雇用が全くないというほどの理解に苦しむが、あるいは、東蘭経由の東海岸道を通行

してきたのではないか。

四 駒鹿（かご）による通行

区分	総数	石狩行	札幌行	手宮行	計	備考
馬鹿かき人足	七二人	五〇人	七五人	九一七人		

区分	総数	札幌行	手宮行	計	備考
馬鹿かき人足	七二人	五〇人	七五人	九一七人	

札幌行きは隣道のためか、代替人足を含めて、一概に付き一〇人の人足を付けている。石狩行きと手宮行きは規定どおり一概に付き三人の人足を付けている。また、長丁場の石狩行きと札幌行きには人足質のほかに、一人に付き飯糰七合五匁を支給している。しかし、手宮行きには、近距離であることから飯糰を加付していない。札幌行きは、隣道とはいえ、他所の人足三人に對して一〇人とは多過ぎると思われるが、あるいは早駒鹿（はやかご）であつたのか、もしくは高官使用のものであろうか。

以上、これだけの人足数を供出するのは、駅通として大変な業務である。これは小樽だけで充足されるはずではなく、周辺の村々の助郷によるものと思われるが、これに関する資料は見当らない。隣駅の路頭については著書「北海道駅頭（駅通）調査」に付属駅郷村について詳説記述しているが、おそらく小樽駅通についても付属駅郷村があつたのであろう。

なお、カゴかき人足の使用数不合理について、その実態を承知した開拓使は、翌四年二月、原則的にカゴの使用を禁止し、やむを得ず使用せざるを得ない場合は、別に許諾して承認するとしたのである。

七 札幌本府周辺の駅通配直状況

1 西路駅通所

本駅は、海上運送の基地石狩と開拓使本府所在地の札幌とを結ぶ石狩街直沿いの中間駅場として、明治八年五月開設された。しかも、單に、札幌・石狩間の連絡路というばかりでなく、

石狩において、西海岸道に合流し、宗谷・樽太方面へ通する。同方面は当時ロシアの南下に対する国防上の重要性をもつものである。

開設に当たっては、まず仮駅舎所を設けることとし、駅舎

設置人には、地元で運送業を営む早山清太郎を當て、同人町

市をもつて運営を開始したものである。

当時、たまたま石狩街道を行なし、同駅舎所に宿泊した人物がいる。この者は、留萌支庁詰の佐藤亮亮氏であるが、現在残されている同人の日記によると、本府へ出張のさい、明治八・九年、一回は乗馬で、あとの一回は徒歩で通行し、往復二回同駅舎所へ宿泊したという。

一回目は、まだ、仮駅舎であったが、二回目は文庫な駅舎が建築されていたと記述されている。また、開設に当たっては、開設に當たって本府民事局から、明治八年五月付けて「当分之内、月六円支給スル」とある。これは毎月の手当であつて、このほか、運賃費として、年一〇〇円が支給されている。また、定期（命令書）として示されたものは

「当分ノ内早山清太郎居宅ヲ以テ仮駅舎所トス」

（五）駅舎所の新設経費（現遣払）で、毎月支払う

（五）駅舎所は、現支払う

（五）駅立賃は、人足一人一里六錢、馬一疋九錢で、追送駅舎所の通帳でもよい

（六）行先（駅向）札幌

当所（使度）より假駅舎所迄

同所より右特定、当分之間（駅通報路）

四分一里 五分八里 五分一里

札幌・臨路 三里十五町 三里十五町

臨路・石狩 三里十五町 十九町

合里數 七里

（七）駅馬は昼夜共 三四箇間く

人足不足の時は馬でもよい

【解説】

これまで、札幌から石狩への道路は直通のものがなかつたので、夏季間は、一日抜ぬいて出港して、今が、今回、十分ではないものの、石狩・札幌間の道路が開削されたので直行が出来るようになった。そして、中間の難路に駅舎所が設けられたのである。

以上の定則で、特徴的な点を挙げると、駅舎（たぐら）が七組、駅舎（ともづな）が十本も配備された。また、繩立賃等は、貢頭筋（駅通報で出張官員等へ交付するもの）を所持するか、所持しない者は相対とみなし、現金で受領（人足一人一里六錢、馬一疋一里九錢）とする。

駅舎所には、駅馬を毎日三匹ずつ常備すること等が定められている。

札幌周辺では、本駅のほか、別駅配置のとおり、この後「対面（ついしかり）、厚別、定山渓、中山峠（のち開拓に移転）等が設けられたが、各所とも短期間で廃止された。

2. 鳥松駅舎所

鳥松駅舎所は、札幌農学校のクラーク博士がアマリカヘ帰るさい、鳥松駅舎所で見送りの学生達と別れたというエピソードが余りにも有名で、新聞にもたびたび取上げられてゐるので、駅舎の代名詞のごとく有名になつた。

しかし駅舎は、全通で、多い時代には五百か所（薩摩で七百か所近く）もあつたので、特に、鳥松だけを取上げるのは不自然である。それはともかく、鳥松駅舎所は、札幌本道が完成した明治六年十二月、千歳郡の漁場持（以前の場所請負人）山田文右衛門によつて開設された。

その場所は、「先駆開拓した札幌新道（公式名跡、札幌本道）

開拓（かこう）車で運送の物品は人足で運ぶ
右は、明治八年五月開設に当たつて許令が交付された際の定則である。

駅通情報

前の千歳郡松川町の橋の傍らに、旅人止宿所を建てたい」との願書が出ている。

当時、勇私、千歳両郡は、前出のとおり、漁場持、山田文右衛門（当時、大坂在住）の名義で許可されており、「勇私、古小牧、千歳、島松」の四か所は、すべて初代は山田文右衛門名義で許可されたのである。この山田文右衛門は、漁場持として經營に失敗し、ぼく大な借金を作つて、明治八年四月、四か所の漁場すべてを現地支配人に譲渡し、同時に、駅通取扱人の名義、施設も現地支配人に譲渡したのである。同駅通所は、明治二十一年四月廃止された。

3 石狩駅通所

歴史は古く、嘉永六（一八五三）七月には村山松兵衛が場所を請負うに当たつて本陣と称し、駅務を取扱つたとある。馬鹿も八正用通して、西海岸切つての大きな運上屋を設けていたといふ。

なお、文化四（一八〇七）年、この地を通過して北上し京谷に向かつた幕吏、田草川伝次郎は「西駿夷地日誌」に「しかし十三場所もよつする太陽所で、陣・舎・廻・寄・有之」の好場所であると記述していく。文化年代以前より場所を形成していたことが分かる。詳しい経歴は省略して、明治九（一八七六）年の命令録によると「石狩駅一泊來開拓使から百五十円を給されていたのを減額して百二十四円とする。」とある。

元々当駅は、官から駄馬を受けず自財であったが、江戸時代には藩へ上納する鮭漁取税金の一部をもつて難立及び旅人の宿泊を運営していたものである。開拓使下に入ると、明治六年五月、駅通費として官から年四十円支給されたのが始まりである。

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革（二）

— 松前街道二十一か宿 —

前号にも記述したように、和人地は早くから人が住み付き、それに、松前城下にあるといつた事情から、本街道は江戸初期から宿駅制が本州の驛往道並に整備されていた。以下、各宿の沿革等にも記述するよう、駅通制も施行されていたことは明らかであるが、それを裏付ける資料は豊富で少ない。

なお、本稿で取上げた問題は、江戸時代に施行されたいた宿駅制が主題であり、当時使われていた用語をそのまま使用したものが多い。従つて、現代の一般の人々には理解し難い点があると認められるので、そのような場合には項を設けてまとめて「専門用語等の解説」として解説することにしたい。

以下、「開拓使事務報告」の記載事項に従つて記述する。

また、同報告の宿駅の順序が、実際の地名と間違しているものがあるが、補正せず、そのまま記載したものがある。

二、三ツ谷 一 みつたに

1 位置 上磯郡三ツ谷村

2 沿革

- 1) 安政元年六月設置
 (3) 明治十二年九月廢止
 2) 他の資料による等駅の記録
 3) 上磯郡三ツ谷村、函館ヨリ標山ニ至ル西海岸通リニアリ
 解説

本宿と、次に記載する「高川宿」とは函館・上磯宿間に所

在するが、「開拓使事業報告」の記載順序に従ひて、上高田を先に記載した。

四、富川一：とみかわ

1 位置 上高田富川村

2 沿革 (1) 安政元年六月設置

(2) 沿革 (3) 明治十二年九月廃止

(3) 他の資料による当駅の記録

明治十二年九月二十五日駅法更正二ヨリ廃止

(3) 他の資料による当駅の記録

六、三ツ石：みついし

1 位置 上高田三ツ石村

2 沿革 (1) 安政元年六月設置

(2) 沿革 (3) 明治十二年九月廃止

(3) 他の資料による当駅の記録

明治十二年九月二十五日駅法更正二ヨリ廃止

明治十二年九月二十五日駅法更正二ヨリ廃止